

V 関係機関との連携構築支援 プログラム

令和5年10月版

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部生活援護課

V 関係機関との連携構築支援プログラム

1 目的

生活保護世帯等のうち、子どものいる世帯を支援する子ども支援員やケースワーカーが、学校等関係機関と円滑に連携し、子どもとその保護者に対し、支援が行えるよう環境整備を行う。

2 対象者

郡部福祉事務所の子ども支援員及びケースワーカー等

3 実施主体

県生活援護課

4 連携する主な関係機関

県教育局財務課、県高校教育課、県子ども教育支援課（公立幼稚園、小・中学校政令市立を除く）、県学校支援課（県立中等教育学校・高等学校）、県特別支援教育課（県立特別支援学校）、県次世代育成課、県子ども家庭課、県青少年課、県私学振興課、児童相談所、青少年センター、県雇用労政課（かながわ若者就職支援センター）、ハローワーク、地域若者サポートステーション

5 実施方法

4にあげる関係機関と福祉事務所が円滑に連携できるよう、県生活援護課が各関係機関の本課等に生活保護制度や子ども支援員の役割等必要に応じて説明するとともに、調整窓口や方法、個人情報の取り扱い等について確認、調整した内容を各福祉事務所に情報提供する。

6 実施内容

- (1) 子どもを支援するにあたり、連携をとる関係機関の本課を把握し、子ども支援員等の役割、活動について説明を行う。(ツール3)
- (2) 各関係機関と円滑に連携をとるためのルートや窓口、方法について本課と確認、調整を行う。
- (3) 各関係機関が実施する関係会議等に参加し、福祉事務所や子ども支援員等の役割、円滑な連携について理解を求める。
- (4) 各関係機関との連携について、確認、調整ができたものについては各福祉事務所へ情報提供を行う。内容について変更が生じた場合には、すみやかにその旨を各福祉事務所へ伝え、情報を更新する。

- （5）関係機関との具体的な連携方法等について、別紙資料に記載する。（ツール2）
- （6）年1回、各プログラムの点検を実施する。（ツール1）
- （7）生活保護世帯以外の子どもとその保護者に対して支援を行う際も本プログラムを参考とする。

INDEX

ツール 1	関係機関の制度・支援内容の確認と連携方法等の内容更新・・・ 4 別紙 プログラム見直し割り振り分担表
ツール 2	公立学校と福祉事務所の連携（窓口）について・・・・・・ 7 参考 管内教育事務所・教育委員会・福祉事務所一覧
ツール 3	神奈川県子ども支援員について（関係機関用ちらし）・・・・ 15
資料 1	関係先組織図・・・・・・・・・ 17
資料 2	関係機関の役割等・・・・・・・・・ 20
資料 3	保健福祉事務所別関係機関連絡先・・・・・・・・・ 32
資料 4	関係機関との連携をする際に・・・福祉事務所基礎編・・・・ 36

関係機関の制度・支援内容の確認と連携方法等の内容更新

各関係機関で実施されている制度・支援は、見直しがされたり、新しい制度ができたりと年々変化しています。また、各制度のイベント、研修等の日程も年度ごとに計画されます。プログラム策定にあたり、各種制度・支援をまとめましたが、新しい情報でなければ意味がありません。そこで、年1回、各関係機関にその見直しをしてもらい、常に使えるプログラムになるよう内容の確認、更新作業を行います。

確認回数/時期	年1回 / 4月
確認依頼関係機関	子ども教育支援課・学校支援課・特別支援教育課・次世代育成課・子ども家庭課・児童相談所・青少年センター・雇用労政課・健康増進課・青少年課・高校教育課・財務課・私学振興課等
確認事項	<ul style="list-style-type: none">・ 実際に使用しているプログラムのツール等の内容の修正・ 新制度、支援の情報収集・ 巡回相談や講習会等の年間計画表やパンフレットの収集・ 連携方法や窓口の確認 ※ 別紙プログラム見直し割り振り分担表による
確認方法	生活援護課から各機関に、実際に使用しているプログラムのツール等を示し、修正を依頼する。また、新制度等については、新たに連携の方法や窓口を調整する。
情報の更新	<ul style="list-style-type: none">・ 変更修正したものを生活援護課で取りまとめ、プログラムのツール等の修正更新をおこなう。・ 修正更新されたツール等を各福祉事務所に配付し、必要に応じて新制度等についての、説明を行う。

プログラム見直し割り振り分担表

別紙

ファイル名	様式・ツール番号	項目	割り振り（見直し担当部署）													備考	
			財務課	高校教育課	子ども教育支援課	学校支援課	特別支援教育課	次世代育成課	子ども家庭課	青少年課	私学振興課	児童相談所	青少年センター	雇用労政課	福祉事務所		生活保護課
1 子どもの育ち支援プログラム																	
	本文	プログラム			○	○	○	○	○						○	○	
	別紙	支援のイメージ図			○	○	○	○	○						○	○	
	ツール1	アセスメントシート・支援シート・適用例			○	○	○	○	○						○	○	
	ツール2	プログラム参加のお誘いについて													○	○	
	ツール3	気づくためのシート			○	○	○	○	○						○	○	
	ツール4	子育てに関するQ&A							○	○					○	○	○健康増進課
	ツール5	子育て支援保健サービス一覧							○						○		○健康増進課
	ツール6	市町村の保健事業													○		○健康増進課
	ツール7	母子保健サービス事業の県と市町村の役割分担													○		○健康増進課
	ツール8	虐待通告受付手順の手引き								○					○	○	
2 高校進学等支援プログラム																	
	本文	プログラム			○										○	○	
	ツール1	アセスメントシート			○		○								○	○	
	ツール2	支援スケジュールと支援内容・チェックリスト	○	○	○		○								○		
	ツール3	情報収集項目と方法、情報収集の検索キーワード・解説など		○	○		○		○						○	○	
	ツール4	親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント			○		○								○	○	
	ツール5	高校進学等支援プログラム参加のお誘い			○		○								○	○	
	ツール6	中学生のみなさんへ			○										○	○	
	ツール7	高等学校等就学費について	○				○								○	○	
	ツール8	高校進学に関するQ&A	○				○								○	○	
	ツール9	私立高校に入学する場合に利用できる主な貸付について	○							○					○	○	
	ツール10	私立高校に入学する場合の学費の対応について	○							○					○	○	
	ツール11	就学援助制度一覧	○				○			○					○	○	
	資料1	私立高等学校等の学費支援制度のご案内													○		
	資料2	神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ(新入生対象一部前倒し給付および通常給付)													○		
	資料3	神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ(家計急変世帯対象給付)													○		
	参考	神奈川県公立高等学校入学者選抜について		○													
3 高校生支援プログラム																	
	本文	プログラム		○		○									○	○	
	ツール1	アセスメントシート		○		○									○	○	
	ツール2	支援スケジュールと支援内容・チェックリスト		○		○				○					○		
	ツール3	高校生就学定着・継続支援（中退防止）チェックシート		○		○									○	○	
	ツール4	親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント		○		○									○	○	
	ツール5	卒業後進路フローチャート		○		○				○					○	○	
	ツール6	高校卒業後の進路の説明資料		○		○									○	○	
	ツール7	高校卒業後の就職・進学にかかるQ&A		○		○				○					○	○	
	ツール8	就学支援金、奨学給付金、高校生奨学金の概要	○			○									○	○	
	ツール9	生活保護制度について													○	○	
	ツール10	高校生のアルバイト収入等の取扱いについて													○	○	
	ツール11	収入認定額除外積立表													○	○	
	資料1	神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）	○														
	参考	神奈川県公立高等学校入学者選抜について		○													

プログラム見直し割り振り分担表

別紙

ファイル名	様式・ツール番号	項目	割り振り（見直し担当部署）													備考	
			財務課	高校教育課	子ども教育支援課	学校支援課	特別支援教育課	次世代育成課	子ども家庭課	青少年課	私学振興課	児童相談所	青少年センター	雇用労政課	福祉事務所		生活支援課
4 中学卒業後の社会生活支援プログラム																	
	本文	プログラム				○						○	○	○	○		
	別紙1	支援のイメージ図				○						○	○	○	○		
	ツール1	アセスメントシート				○	○					○		○	○		
	ツール2	支援エコマップシート				○								○	○		
	ツール3	あなたの居場所はどこですか				○						○		○	○		
	ツール4	生活リズム見直し表				○								○	○		
	ツール5	社会生活能力・生活習慣チェックリスト				○								○	○		
	ツール6	ワークシート 1, 2				○								○	○		
	ツール7	意思決定支援シート				○								○	○		
	ツール8	制度上の留意点Q&A（ケースワーカー向け）				○				○	○		○	○	○	○	○産業人材課
	ツール9	ふりかえりシート（支援者用）				○								○	○		
	資料1	高校を中途退学したあなたへこれからの仕事や学びのために		○		○								○			
	資料2	かながわ若者就職支援センター												○			
	資料3	神奈川県央地域若者サポートステーション										○					
	資料4	神奈川県西部地域若者サポートステーション										○					
5 関係機関との連携構築支援プログラム																	
	本文	プログラム			○	○						○	○	○			
	ツール1	関係機関の制度・支援内容の確認と連携方法等の内容更新			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
		別紙 プログラム割り振り分担表			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
	ツール2	公立学校と福祉事務所の連携（窓口）について			○	○	○			○				○	○		
		参考 管内教育事務所・教育委員会・福祉事務所一覧			○	○	○							○	○		
	ツール3	子ども支援員ちらし関係機関用			○	○								○	○		
	資料1	関係先組織図			○	○	○			○	○	○	○	○	○		
	資料2	関係機関の役割等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○保健体育課 ○インクルーシブ教育推進課 ○産業人材課
	資料3	保健福祉事務所別関係機関連絡先					○	○	○	○	○	○	○	○	○		○産業人材課
	資料4	関係機関との連携をする際に			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○産業人材課
6 学習支援等居場所づくり企画支援プログラム																	
	本文	プログラム			○									○	○		
		具体的な企画をするにあたっての留意点												○	○		
	ツール1	学習支援事業A 実施要領			○									○	○		
	ツール2	学習支援事業B 実施要領			○									○	○		
	ツール3	学習支援事業C 実施要領		○	○									○	○		
	ツール4	事業実施のポイント												○	○		
	資料1	<参考>委託契約書ひな型															

①見直し項目で、担当している箇所の担当課欄に○を付けてください。

②その他該当する課があれば、「その他」欄に記入してください。

③修正、加筆等は直接プログラムに赤字で記入してください。

④資料等で内容が更新されているものは、見直したプログラムと一緒に提出していただくとともに、備考欄に更新時期等を記入してください。

公立学校と福祉事務所の連携（窓口）について

～これまで学校と福祉事務所が連携し、状況改善を図ることができた事例があります～

学校を休みがちで成績も下がりがり気味の生徒に担任が面接をおこなった

学校による本人との面接のなかで、親が失業により収入が途絶え、生活保護受給中であることが判明。本人は、経済的事情を理由に進学をあきらめていた。スクールソーシャルワーカーの助言で福祉事務所ケースワーカーと相談。就学資金の貸付制度等を活用して進学できることがわかり、本人も意欲をもって学習をはじめた。

学校を休みがちであった子どもの家庭訪問を担当したところ、両親が離婚していた

母親が夕方から夜にかけて仕事をしていたことがわかった。そのため、朝の子どもの送り出しができなくなっていた。母親は生活困窮と精神的疲労を訴えたため、学校から福祉事務所に連絡があり、生活保護受給につながった。

子どもたちの着衣が汚れ、朝食を食べて来ない日も多かった

学校が母親と面談したところ、父親が失業しており、母親のパート収入だけでは生活が苦しく、家賃滞納により家主からアパートの退去を言い渡されていることがわかった。福祉事務所に相談し、生活保護受給につながった。

非行傾向のある子どもと、高校進学をあきらめている保護者

ケースワーカーが学校に連絡したところ、学校も保護者の非協力的な態度に困っていた。ケースワーカーは保護者を説得し、子どもの進路支援を学校と協力の上行うことを了解してもらい、子どもの意向にそった進路が決まった。

外国籍の保護者で日本語の理解が乏しい母子。高校進学が厳しかった

母子は、受検制度についてあまり理解していなかったため、子ども支援員が中学校と連絡をとり、三者面談や高校の学校説明会に同行。また入試書類手続きなども中学、高校、教育委員会に問い合わせながら支援し、無事、県立高校に進学が決まった。

連絡方法について～窓口の一本化～

学校、福祉事務所が互いにスムーズに連絡でき、連携のとれた支援が円滑にすすめられるよう窓口、連絡方法を一本化しました。

(1) 福祉事務所から学校への連絡（初回）

学校と福祉事務所がはじめて関わりをもつ子どもについて、学校に連絡する場合、窓口は教頭（副校長）で、学校代表番号へ、連絡をします。

(2) 学校から福祉事務所への連絡（初回）

○ 生活保護世帯であると思われる場合は、査察指導員宛にご連絡ください

市にお住まいの世帯

各市の福祉事務所

詳細連絡先
(参考：管区福祉事務等一覧)をご確認ください。

政令市（横浜市・川崎市・相模原市）にお住まいの世帯

各区の福祉事務所

町村にお住まいの世帯

各県保健福祉事務所 生活福祉課

* 鎌倉保健福祉事務所のみ保健福祉課

○ 生活保護世帯には、担当ケースワーカー（以後、CW）がいます。地区担当制をとっており、受給者の住所により決められています。すでにCWと連絡をとられている場合には、直接担当CWへ連絡してください。

※ 生活保護を現在受給していない世帯の場合のご相談も、お住まいの場所に依りて上記の福祉事務所にご連絡ください。

※ 電話でも、制度の概要等の説明や相談等ができますが、生活保護を受給できるかどうかについては、世帯主との面接が必要です。

県教育委員会が雇用するスクールソーシャルワーカーと連絡をとるには

(1) スクールソーシャルワーカー（以後、SSW）とは

○ SSWは、教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく役割があります。

(2) SSWへの連絡

○ 市町村立学校からSSWへの相談がある場合は、校長の決裁をとり、当該市町村教育委員会に依頼します。そこから当該教育委員会のある教育事務所に配置されたSSWと連絡を取ります。

○ 各県立高等学校及び県立中等教育学校のSSWと連絡をとる場合には、各学校の代表番号へ連絡をし、窓口となっている管理職（副校長・教頭）へ依頼してください。県立特別支援学校については県教育委員会教育局支援部学校支援課にお問い合わせください。

○ 福祉事務所からSSWへの連絡

福祉事務所→市町村教育委員会→県教育事務所

福祉事務所→県立学校

○ SSWは、非常勤職員のため、勤務日、時間に制限があります。

職種別業務内容

機関名	窓口となる人	職種	業務内容
県教育事務所	○	指導主事	学校における教育課程、学習指導等、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を行う。
		スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく。
市町村教育委員会	○	指導主事	学校における教育課程、学習指導等、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を行う。
		副校長	校長を助け、命を受けて公務をつかさどり、校長に事故があるとときには、その職務を代行する。
学 校	○	教頭	校長を助け、公務を整理し、校長及び副校長に事故があるときには、その職務を代行する。
		教育相談コーディネーター	教育相談についての専門性を身につけ、学校における教育相談業務の連絡役・牽引役となる教員。
福 祉 事 務 所	○	スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく。
		スクールカウンセラー	児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家としてカウンセリング等の支援を行う。
福 祉 事 務 所	○	査察指導員	ケースワーカーの行う業務のスーパーバイザー。
		ケースワーカー	生活保護世帯へ家庭訪問等により相談援助を行い、関係機関と連携し、自立を支援する。保護費の認定も行う。
		子ども支援員	ケースワーカーとともに生活保護世帯の子どもとその親に対して、家庭訪問や関係機関への訪問を通じて、養育・教育支援等を行う。
		母子・父子自立支援員	母子、父子ひとりの親相談、母子父子寡婦福祉資金（修学資金等）の貸付業務等を行う。
		女性相談員	DV相談等を行う。保健福祉事務所では、母子父子自立支援員も兼ねている。
就労支援員	福祉事務所において、生活保護受給者の就労支援を専門に行う。		

県保健福祉事務所配置の子ども支援員と連絡をとるには

- (1) 子ども支援員とは
 - 子ども支援員は、生活保護世帯等の子ども全てを支援対象としています。一人ひとりの状況を把握し、子どもの健全育成上の課題の分析・アセスメントを行い、支援を必要とする課題がある場合には、CW、関係機関等と連携・協働し、各プログラムを活用しながら支援を行います。
 - 子どもの進学や学校生活について、生活保護の制度を対象世帯や関係機関に説明し、理解を求め、将来、自立した社会生活が送れるよう支援します。
 - 子ども支援員は、県保健福祉事務所生活福祉課（＊鎌倉保健福祉事務所のみ保健福祉課）に各1名～2名の配置となっていますので、CWのような地区担当制はなく、福祉事務所全体の子どもを支援対象としています。
- (2) 学校から子ども支援員への連絡
 - 直接、子ども支援員あてに連絡を入れてください。
- ただし、子ども支援員は非常勤職員のため、週4日勤務（事務所によって違いあり）となっており、また家庭訪問等出張していることも多いため、不在の際は、CWまたは査察指導員が対応します。

(3) 県内子ども支援員配置状況 令和5年4月1日現在

配置自治体	名 称	状 況
横浜市	教育支援専門員	各区に1名
横須賀市	子ども支援員	2名
平塚市	子ども支援員	2名
藤沢市	子ども支援員	2名
小田原市	自立支援員	1名
茅ヶ崎市	子ども支援員	1名
秦野市	学習支援員	2名
大和市	子ども支援員	1名
座間市	子ども健全育成支援員	1名
県保健福祉事務所（町村管轄）	子ども支援員	各事務所に1名

※小田原保健福祉事務所については、平成25年度から2名配置。

(参考)

		県教育事務所	市町村教育委員会	福祉事務所 ※『』は町村担当課
鎌倉市		☆【湘南三浦教育事務所】 〒251-0025 藤沢市鵠沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎5階 【電話】0466-26-2111	★【鎌倉市教育委員会】 〒248-0012 鎌倉市御成町12-18 【電話】0467-23-3000	【鎌倉市生活福祉課】 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 【電話】0467-23-3000
藤沢市	★【藤沢市教育委員会】 〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 【電話】0466-25-1111		◎【藤沢市生活援護課】 〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 【電話】0466-25-1111	
茅ヶ崎市	★【茅ヶ崎市教育委員会】 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 【電話】0467-82-1111		◎【茅ヶ崎市生活支援課】 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 【電話】0467-82-1111	
逗子市	【逗子市教育委員会】 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 【電話】046-873-1111		【逗子市社会福祉課】 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 【電話】046-873-1111	
三浦市	【三浦市教育委員会】 〒238-0235 三浦市城山町1-1 【電話】046-882-1111		【三浦市福祉課】 〒238-0298 三浦市城山町1-1 【電話】046-882-1111	
三浦郡	葉山町		【葉山町教育委員会】 〒240-0112 葉山町堀内2050-9 【電話】046-876-1111	◎【鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課】 〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 【電話】0467-24-3900
				『葉山町役場福祉課』 〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135 『電話』046-876-1111
高座郡	寒川町	【寒川町教育委員会】 〒253-0196 高座郡寒川町宮山165 【電話】0467-74-1111	◎【平塚保健福祉事務所 茅ヶ崎支所生活福祉課】 〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 【電話】0467-85-1173	
			『寒川町役場福祉課』 〒253-0196 高座郡寒川町宮山165 『電話』0467-74-1111	

☆スクールソーシャルワーカー
(県教育委員会が配置し、市町村
へ派遣)

★スクールソーシャルワーカー
(市町村教育委員会が配置)
※令和3年9月1日現在

◎子ども支援員等配置
*自治体により、名称が違います。
ツール3参照

		県教育事務所	市町村教育委員会	福祉事務所 ※『』は町村担当課		
厚木市	大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	★ 【厚木市教育委員会】 〒243-8511 厚木市中町3-17-17 第2庁舎 【電話】046-225-2660	【厚木市生活福祉課】 〒243-8511 厚木市中町3-17-17第2庁舎 【電話】046-223-1511
					★ 【大和市教育委員会】 〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1 【電話】046-260-5210	◎ 【大和市生活支援課】 〒242-0001 大和市鶴間1-31-7 保健福祉センター別館 【電話】046-260-5615
					★ 【海老名市教育委員会】 〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 【電話】046-235-4919	【海老名市生活支援課】 〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 【電話】046-231-2111
					★ 【座間市教育委員会】 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 【電話】046-252-8732	◎ 【座間市生活支援課】 〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 【電話】046-255-1111
					★ 【綾瀬市教育委員会】 〒252-1192 綾瀬市早川550 【電話】0467-70-5660	【綾瀬市福祉総務課】 〒252-1192 綾瀬市早川550 【電話】0467-77-1111
					★ 【愛川町教育委員会】 〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1 【電話】046-285-2111	◎ 【厚木保健福祉事務所 生活福祉課】 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 【電話】046-224-1111
愛甲郡	愛川町	清川村		『愛川町役場福祉支援課』 〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1 『電話』046-285-2111		
			『清川村役場保健福祉課』 〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 『電話』046-288-1211			
平塚市	秦野市	伊勢原市	中郡	★ 【平塚市教育委員会】 〒254-8686 平塚市浅間町9-1 【電話】0463-35-8120	◎ 【平塚市生活福祉課】 〒254-8686 平塚市浅間町9-1 【電話】0463-23-1111	
				★ 【秦野市教育委員会】 〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 【電話】0463-84-2786	◎ 【秦野市生活支援課】 〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 【電話】0463-82-5111	
				★ 【伊勢原市教育委員会】 〒259-1188 伊勢原市田中348 【電話】0463-94-4711	【伊勢原市生活福祉課】 〒259-1188 伊勢原市田中348 【電話】0463-94-4711	
				★ 【大磯町教育委員会】 〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 【電話】0463-61-4100	◎ 【平塚保健福祉事務所 生活福祉課】 〒254-0051 平塚市豊原町6-21 【電話】0463-32-0130	
		二宮町		★ 【二宮町教育委員会】 〒259-0196 中郡二宮町二宮961 【電話】0463-71-3311	『大磯町役場福祉課』 〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 『電話』0463-61-4100	
				『二宮町役場福祉保険課』 〒259-0196 中郡二宮町二宮961 『電話』0463-71-3311		

		県教育事務所	市町村教育委員会	福祉事務所 ※『』は町村担当課	
南足柄市			【南足柄市教育委員会】 〒250-0192 南足柄市関本440 【電話】0465-73-8037	【南足柄市福祉課】 〒250-0192 南足柄市関本440 【電話】0465-74-2111	
足柄上郡	中井町	☆【県西教育事務所足柄上指導課】 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2足柄上合同庁舎2F 【電話】0465-83-5111	【中井町教育委員会】 〒259-0197 足柄上郡中井町比奈窪56 【電話】0465-81-3906	◎【小田原保健福祉事務所 足柄上センター生活福祉課】 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 【電話】0465-83-5111	
	大井町		【大井町教育委員会】 〒258-8501 足柄上郡大井町金子1995 【電話】0465-85-5015	『中井町役場福祉課』 〒259-0197 足柄上郡中井町比奈窪104-1 保健福祉センター内 『電話』0465-81-5548	
	松田町		【松田町教育委員会】 〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037 【電話】0465-83-7023	『大井町役場福祉課』 〒258-8501 足柄上郡大井町金子1964-1 保健福祉センター内 『電話』0465-83-1311	
	山北町		【山北町教育委員会】 〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 【電話】0465-75-3648	『松田町役場福祉課』 〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037 『電話』0465-83-1221	
	開成町		【開成町教育委員会】 〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773 【電話】0465-82-5221	『山北町役場福祉課』 〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 『電話』0465-75-1122	『開成町役場福祉介護課』 〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773 『電話』0465-83-2331
小田原市			【小田原市教育委員会】 〒250-8555 小田原市荻窪300 【電話】0465-33-1684	◎【小田原市生活援護課】 〒250-8555 小田原市荻窪300 【電話】0465-33-1300	
足柄下郡	箱根町	☆【県西教育事務所】 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎3階 【電話】0465-32-8000	★【箱根町教育委員会】 〒250-0311 足柄下郡箱根町湯本266 【電話】0460-85-7600	◎【小田原保健福祉事務所 生活福祉課】 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 【電話】0465-32-8000	
	真鶴町		【真鶴町教育委員会】 〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩172-8 【電話】0465-68-1131	『箱根町役場福祉課』 〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本256 『電話』0460-85-7111	
	湯河原町		★【湯河原町教育委員会】 〒259-0301 足柄下郡湯河原町中央2-21-3 【電話】0465-62-1100	『真鶴町役場福祉課』 〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1 『電話』0465-68-1131 『湯河原町役場社会福祉課』 〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 『電話』0465-63-2111	

管内教育事務所・教育委員会・福祉事務所 一覧

(参考)

横浜市		
	横浜市教育事務所	福祉保健センター（福祉事務所）
鶴見区	【東部学校教育事務所】 〒220-0022 西区花咲町6-145 横浜花咲ビル4階 【電話】045-411-0608	◎ 【鶴見区生活支援課生活支援係】 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1 【電話】045-510-1818
神奈川区		◎ 【神奈川区生活支援課生活支援係】 〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8 【電話】045-411-7171
西区		◎ 【西区生活支援課生活支援係】 〒220-0051 西区中央1-5-10 【電話】045-320-8484
中区		◎ 【中区生活支援課生活支援係】 〒231-0021 中区日本大通35 【電話】045-224-8181
南区		◎ 【南区生活支援課生活支援係】 〒232-0024 南区浦舟町2-33 【電話】045-341-1212
保土ヶ谷区	【西部学校教育事務所】 〒240-0044 保土ヶ谷区仏向町845-2 特別支援教育総合センター2階 【電話】045-336-3743	◎ 【保土ヶ谷区生活支援課生活支援係】 〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9 【電話】045-334-6262
旭区		◎ 【旭区生活支援課生活支援係】 〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12 【電話】045-954-6161
泉区		◎ 【泉区生活支援課生活支援係】 〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1 【電話】045-800-2323
瀬谷区		◎ 【瀬谷区生活支援課生活支援係】 〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190 【電話】045-367-5656

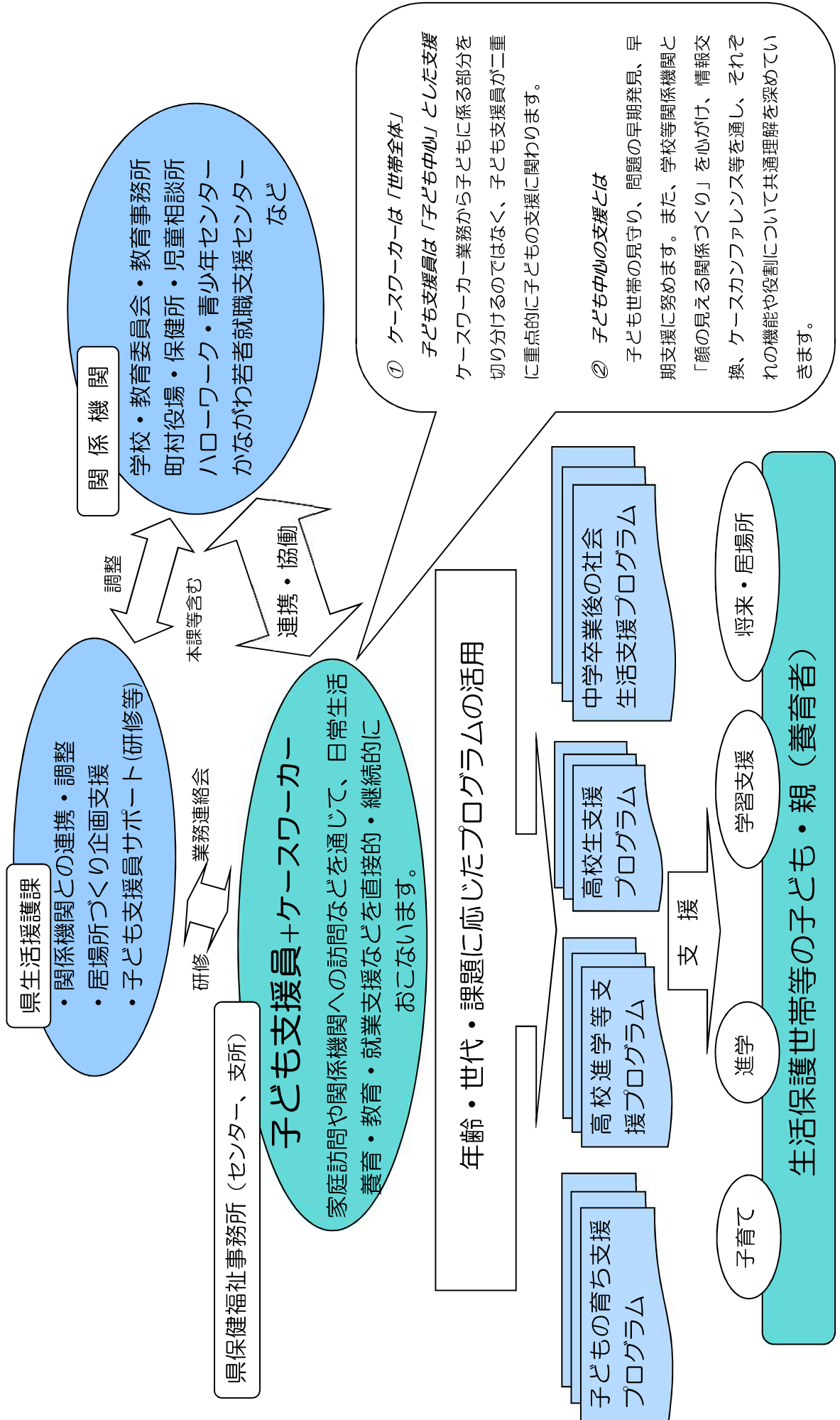
	横浜市教育事務所	福祉保健センター（福祉事務所）
港南区	【南部学校教育事務所】 〒233-0002 港南区上大岡西1-13-8 三井生命上大岡ビル4階 【電話】045-843-6408	◎ 【港南区生活支援課生活支援係】 〒233-0003 港南区港南4-2-10 【電話】045-847-8484
磯子区		◎ 【磯子区生活支援課生活支援係】 〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 【電話】045-750-2323
金沢区		◎ 【金沢区生活支援課生活支援係】 〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1 【電話】045-788-7878
戸塚区		◎ 【戸塚区生活支援課生活支援係】 〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17 【電話】045-866-8484
栄区		◎ 【栄区生活支援課生活支援係】 〒247-0005 栄区桂町303-19 【電話】045-894-8181
港北区	【北部学校教育事務所】 〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央40-3 グランクレールセンター 南1階 【電話】045-944-5978	◎ 【港北区生活支援課生活支援係】 〒222-0032 港北区大豆戸町26-1 【電話】045-540-2323
緑区		◎ 【緑区生活支援課生活支援係】 〒226-0013 緑区寺山町118 【電話】045-930-2323
青葉区		◎ 【青葉区生活支援課生活支援係】 〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4 【電話】045-978-2323
都筑区		◎ 【都筑区生活支援課生活支援係】 〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1 【電話】045-948-2323

川崎市 / 相模原市 / 横須賀市 福祉事務所 一覧

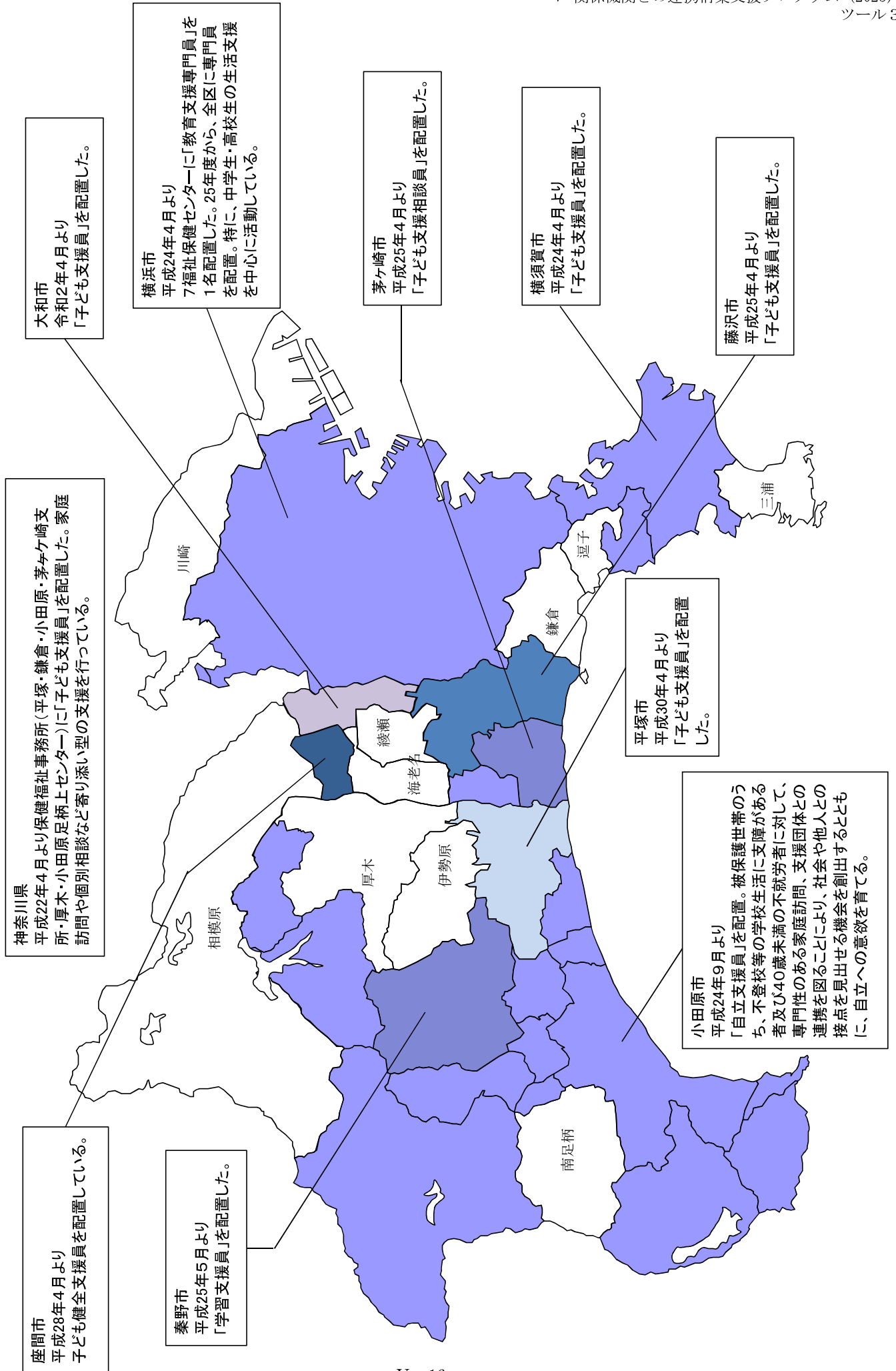
(参考)

川 崎 市		
川崎区	【川崎区 保護課】 〒210-8570 川崎区東田町8 (川崎区役所内) 【電話】044-201-3113	
	【大師地区健康福祉ステーション 保護課】 〒210-0812 川崎区東門前2-1-1 (大師支所内) 【電話】044-271-0148	
	【田島地区健康福祉ステーション 保護課】 〒210-0852 川崎区鋼管通2-3-7 (田島支所内) 【電話】044-322-1981	
幸区	【幸区 保護課】 〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1 【電話】044-556-6666	
中原区	【中原区 保護課】 〒211-8570 中原区小杉町3-245 【電話】044-744-3113	
高津区	【高津区 保護課】 〒213-8570 高津区下作延2-8-1 【電話】044-861-3113	
宮前区	【宮前区 保護課】 〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5 【電話】044-856-3113	
多摩区	【多摩区 保護課】 〒214-8570 多摩区登戸1775-1 【電話】044-935-3113	
麻生区	【麻生区 保護課】 〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1 【電話】044-965-5100	
相 模 原 市		
緑区	【緑福祉事務所 緑生活支援課】 〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階 【電話】042-775-8809	橋本、大沢、城山地区
	【緑福祉事務所 緑生活支援課】 〒252-5172 緑区中野633 津久井総合事務所本館3階 【電話】042-780-1407	津久井・相模湖・藤野地区
中央区	【中央福祉事務所 中央生活支援課】 〒252-0236 中央区富士見6-1-20 あじさい会館5階 【電話】042-707-7056	
南区	【南福祉事務所 南生活支援課】 〒252-0303 南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階 【電話】042-701-7720	
横 須 賀 市		
横須賀市	◎【生活福祉課】 〒238-8550 横須賀市小川町11 【電話】046-822-4000	

神奈川県子ども支援員について
— 一生活保護世帯等の子どもの親（養育者）を支援します —

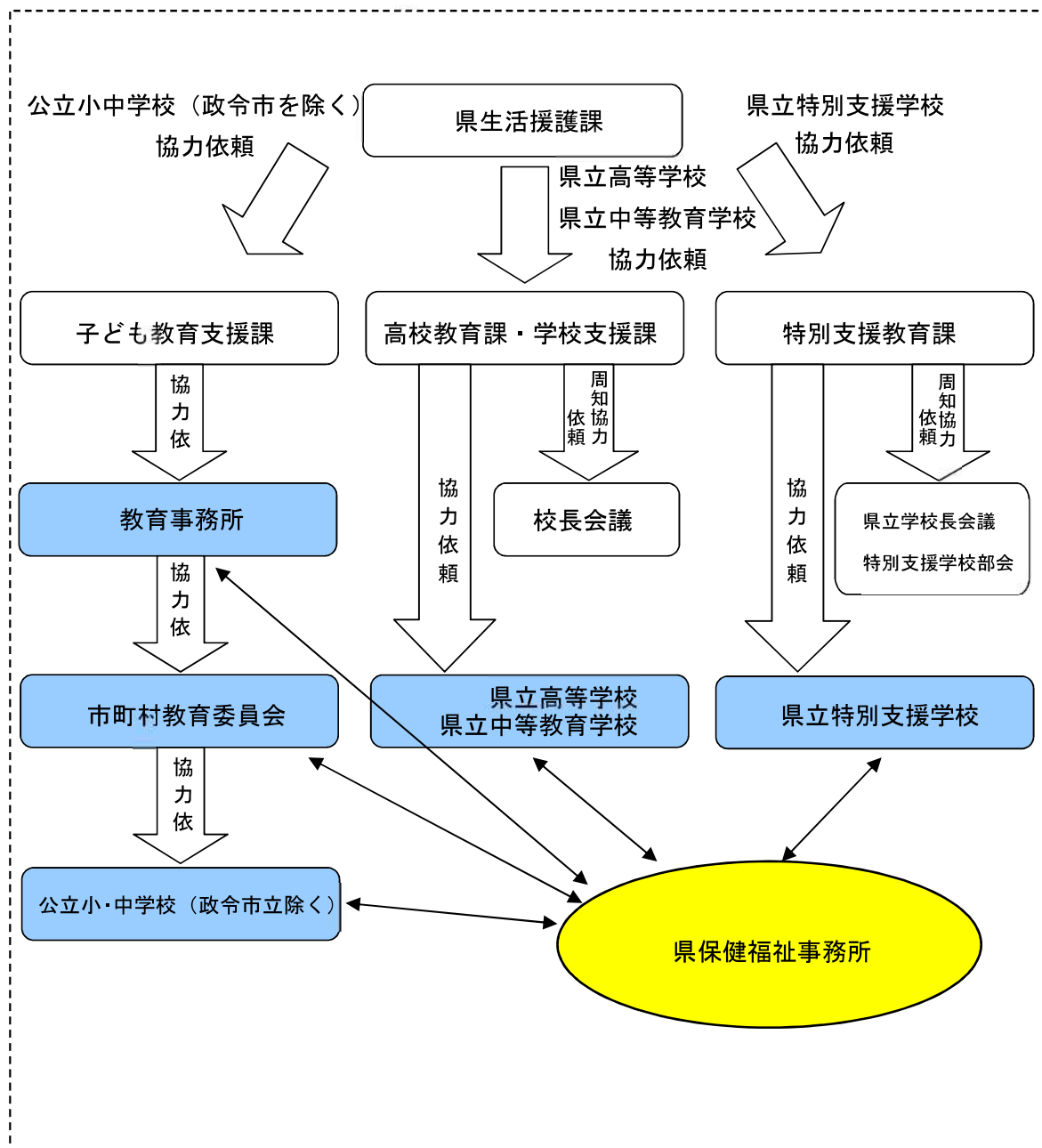


県内の生活保護世帯の子ども支援にかかる職員の配置状況



関係先組織図

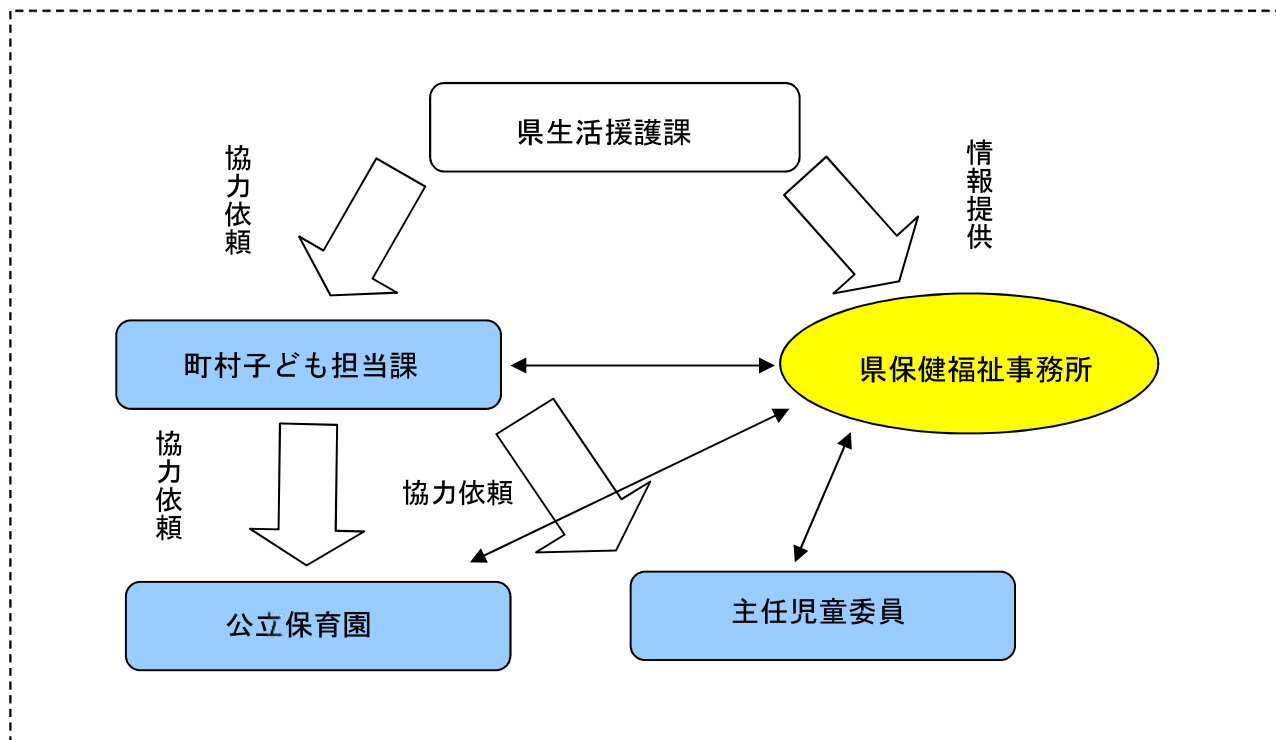
教育関係



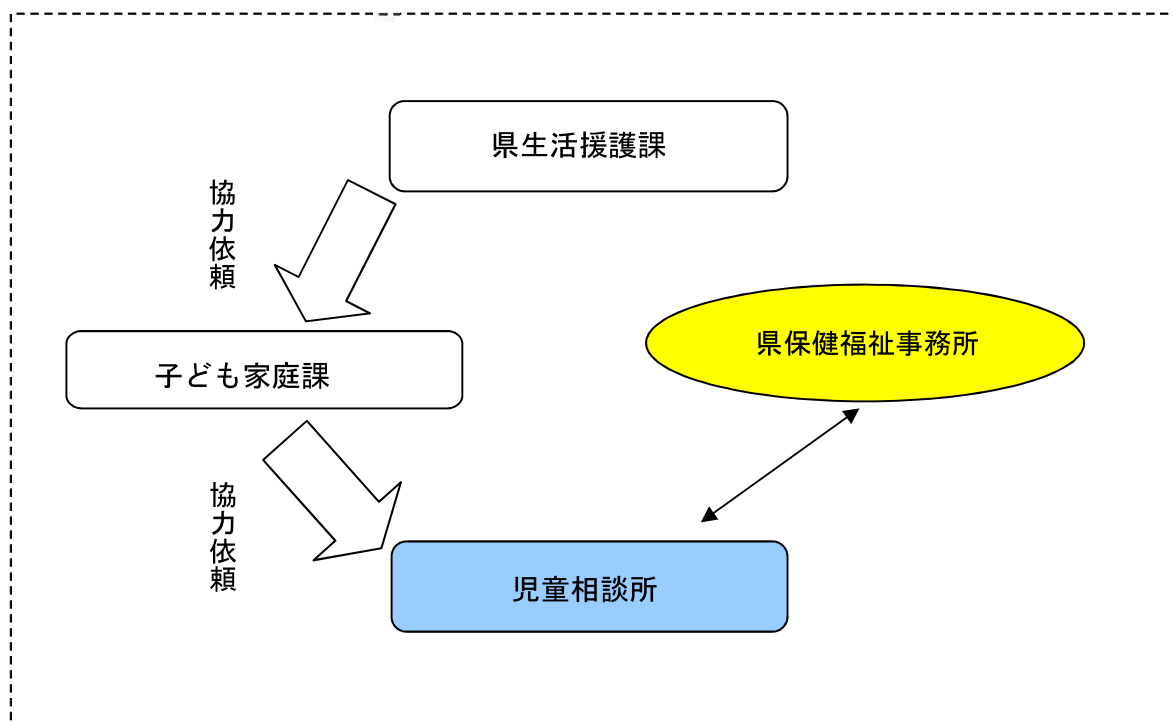
➡ 組織的な周知・協力依頼をするときの流れ

↔ 担当者レベルのやりとり、連携

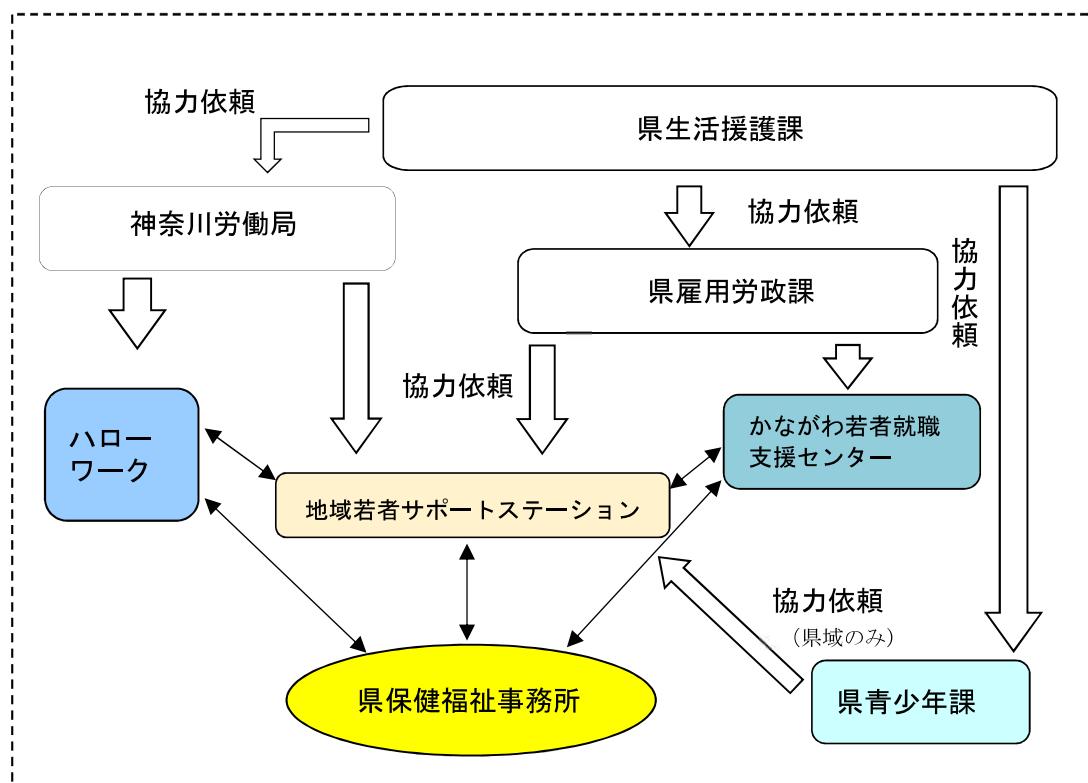
町村関係



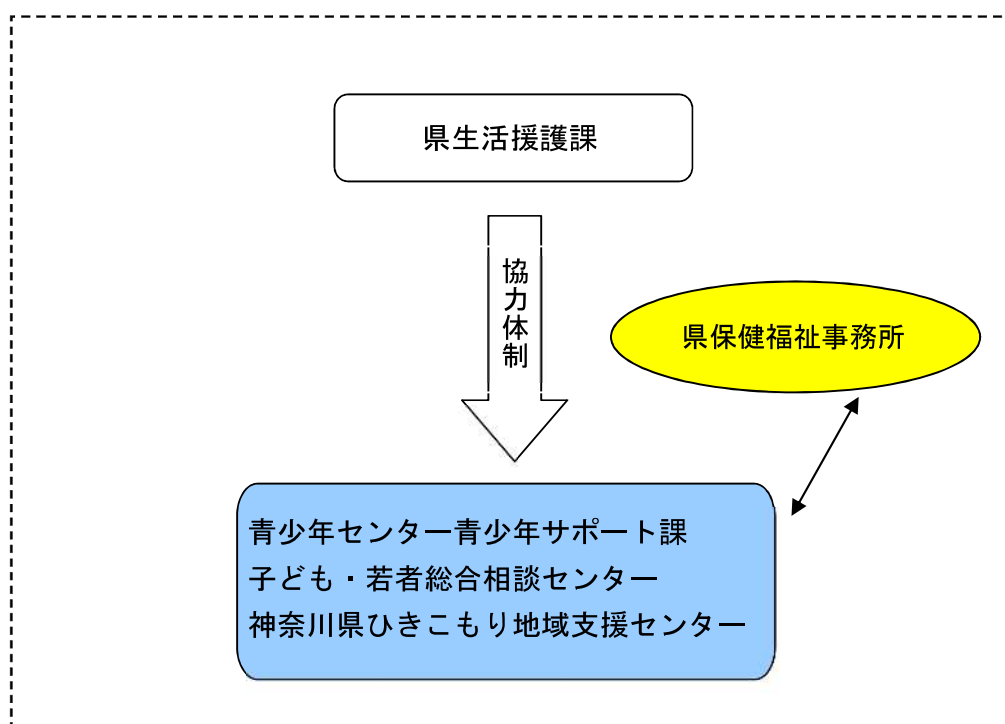
児童相談所



雇用関係



県立青少年センター



関係機関の役割等

市役所・町村役場関係

子ども担当課

名称は「子育て支援課」や「福祉課」等各市町村により異なります。生活保護担当課とは別の課となっている市町村も多く見受けられます。児童福祉法により、「児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと」と規定され、子どもやひとり親家庭等に関する相談に応じ、必要な手続き、支援を行っています。

《主な制度・支援》

児童扶養手当・特別児童扶養手当・児童手当の申請手続き・保育所入所手続き・ひとり親医療申請手続き・要保護児童対策地域協議会開催等

児童手当

中学校修了前（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの児童を養育している父または母あるいは父母に代わり児童を養育している者に支給されます。申請した日の属する月の翌月分から支給対象となります。児童養護施設等の入所施設に入所している子どもについては、直接施設に支給されます。（詳細は、社会保障の手引き～児童の福祉）

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）を監護している父または母あるいは父母に代わり児童を養育している者に支給されます。所得が一定の額を超える場合には、手当の一部または全額が支給制限されます。申請した日の属する月の翌月分より支給対象となります。（詳細は、社会保障の手引き～母子及び寡婦の福祉）

特別児童扶養手当

20歳未満の政令に定める程度の障害児を監護する父または母あるいは父母に代わり児童を養育している者に支給されます。所得が一定の額を超える場合には、手当の支給が制限されます。申請した日の属する月の翌月分より支給対象となります。（詳細は、社会保障の手引き～障害者の保健福祉）

ひとり親家庭等医療費助成制度

母子・父子家庭の母、父等と児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までにある児童、20歳未満の障害者〈身体障害者手帳1級～3級及び4級の一部〉または、20歳未満で高等学校に相当する学校に在学する者）が医療機関で受診したときに支払うべき健康保険の自己負担を公費で助成する制度です。（児童扶養手当支給の所得制限内）生活保護法優先。

（詳細は、医療扶助の手引き～他法他施策の活用VII-14）

小児医療費助成制度

小児にかかる通院、入院の医療費に対して、医療保険等の自己負担分を助成する制度です。所得制限があり、市町村により、所得制限の内容、対象年齢が異なります。生活保護法優先。（詳細は、医療扶助の手引き～他法他施策の活用VII-13）

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の子どもがいる子育て中の労働者や主婦等を会員として、子どもの預かりの支援を受けたい人と支援を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。会員に対しては、相互援助に必要な知識を得るための講習会を開催しています。

また、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など、多様なサービスに対応しています。

相互援助活動は有料での利用となり、料金の目安として制度の趣旨、地域の実績等を反映した適正と定められる額が会則等で定められています。

地域子育て支援拠点施設

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大に対応するため、市町村では、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点施設の設置を推進しています。子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、地域の子育て支援関連情報の提供、講習等を実施するなど、地域で子育てを支える支援拠点施設です。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童およびその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものです。対象は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）、要支援児

童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）、特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）で、虐待を受けた児童・生徒に限らず、非行をしている児童・生徒なども含まれます。協議会には、児童相談所、民生・児童委員、学校、保健センターなどが集まり、必要に応じて生活保護ケースワーカー、子ども支援員にも声がかかります。調整機関は、ほとんどの市町村で市町村子ども担当課が担っています。

保健センター

母子保健法に基づいた母子保健事業を実施。3歳児健康診査といった「健康診査」、育児教室といった「知識の普及啓発」、妊産婦訪問といった「家庭訪問」事業があります。市町村ではこのような、住民に身近で頻度の高い母子保健サービスから生涯を通じた健康づくりを行っています。

同様な機関として、県保健福祉事務所保健福祉課で実施している母子保健事業もありますが、こちらは専門的な相談・指導や広域的な立場から保健・医療・福祉に関する事業の企画調整、情報提供を行っています。

《主な制度・支援》

母子健康手帳の交付・母親（父親）教室・妊産婦訪問指導・新生児訪問指導・3～4ヶ月健診・乳幼児健診・1歳6ヶ月健診・3歳児健診・歯科検診・歯科教室・予防接種 等

市町村教育委員会

市町村内にある教育委員会で、公立幼稚園、小・中学校の管理、教職員の任免、児童・生徒の入学、教科書の採択、学校給食、社会教育、スポーツ、文化財などに関する事務を管理、執行しています。

《主な制度・支援》

就学手続き・転入学手続き・就学援助・学童保育・幼稚園の入園料等助成・教育相談・学校給食・学校保健・市町村立小中学校の指導運営・社会教育・公民館・図書館・生涯スポーツ 等

就学援助

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者へ学用品費、修学旅行費、給食費、生徒会費、PTA会費等の教育費の一部を助成する制度。生活保護法の教育扶助を受給している場合は、修学旅行費のみが対象です。

育英奨学金

高等学校等に在学する生徒等で、経済的に修学困難な者に対して奨学金を

貸与する制度です。市町村によって、対象学校、貸付額、「優良な成績の者」の条件等に違いがあるほか、設置していない場合もあります。詳細は、各市町村に確認してください。

民生委員・児童委員・主任児童委員

民生委員法に基づき都道府県知事の推薦により厚生労働大臣の委嘱を受け、各市区町村におかれる社会福祉増進のための特別職の地方公務員です。児童委員も兼務しています。必要に応じて住民の生活状態の把握をし、生活相談、福祉サービス利用のための情報提供を行い、関係機関につなげる等機関と連携して支援します。生活保護法では、福祉事務所の協力機関としての役割が位置づけられています。具体的には、生活保護を必要としている人を福祉事務所に連絡することや保護を受けている人の相談を聞くこと、また福祉事務所から意見を求められた場合に回答することなどです。

主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣が指名します。児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行います。

県関係

児童相談所

児童福祉法により、「児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること」と規定され、必要な調査並びに医学的、心理学的、社会学的診断等を行い、必要に応じて児童、保護者に対して指導、一時保護を行います。また、市町村による児童家庭相談への対応について市町村相互間の連絡調整、情報提供、その他必要な支援を行っています。

《主な制度・支援》

養護相談、育成相談、保健相談、非行相談、障害相談療育手帳の判定、一時保護、施設入所措置、里親委託等

県保健福祉事務所

生活福祉課

母子・父子自立支援員（女性相談員）

県保健福祉事務所の相談員は、女性相談員と兼ねていますが、市では、母子・父子自立支援員と女性相談員は別に配置されています。

母子及び父子並びに寡婦福祉の施行に関しひとり親に関する相談、情報提供、

DV相談、母子父子寡婦福祉資金の貸付等を行っています。

《主な制度・支援》

母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般についての相談（家庭紛争、子育て、離婚直後の生活、母子関係等）、就業についての相談（能力開発や向上のための訓練等に関する情報提供等）、助産施設・母子生活支援施設入所等

母子父子寡婦福祉資金貸付

母子や父子、寡婦が扶養している子に対して、経済的自立と子どもの福祉の向上のため、低利または無利子で行っている貸付です。子どもに関する貸付金は、修学資金、就学支度資金で、母子・父子自立支援員と母子等ともに面接相談をした上で、無利子で貸付を受けられます。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、寡婦および父子家庭が技能習得のため通学するなど自立促進のために必要な事由や、疾病、事故、冠婚葬祭等の社会的な事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な世帯に、保護受給者・低所得者には無料で、一定以上の者には有料で、居宅等に家庭生活支援員の派遣等を行うものです。（主な支援内容：乳幼児の保育、食事の世話、住居の清掃等）

母子生活支援施設

配偶者のいない女子とその子またはこれに準ずる事情にある母子を入所させて保護するとともに、その自立の促進のために生活を支援することを目的とする児童福祉法に基づく施設です。住居の提供だけでなく、日常生活や就労、子育ての支援等を行います。現在では、DV被害に遭った母子が被害から逃れるために入所することが多くなっています。

助産施設

保健上、必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院、助産を受けることが困難な妊産婦に入所させて、助産を行う児童福祉法に基づく施設です。県所管には11施設あります。出産にあたっては、生活保護ではまず、助産制度の活用が優先となっており、施設が見つからない（受け入れ先がない）場合に、出産扶助を適用します。（詳細は、医療扶助の手引き～IV-11）

女性保護施設（婦人保護施設）

売春防止法第36条により都道府県や社会福祉法人などが設置しています。もともとは売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設でしたが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としています。平成13年4

月に成立した配偶者暴力防止法により、婦人保護施設が配偶者からの暴力の被害者の保護を行うことができることが明確化されました。

就労支援員

生活保護受給者の求職活動を支援しています。ハローワークへの同行支援のほか、履歴書の書き方や面接についての助言等も行っています。

小児慢性特定疾病医療費助成制度

18歳未満の児童（引き続き治療が必要な場合は20歳まで）が、小児がんや慢性腎疾患などの慢性特定疾病にかかり、健康保険などにより治療を受けた時の自己負担分を支給するものです。生活保護法では、医療保険各法による給付（保険者負担分）相当分は支給対象とはしません。（詳細は、医療扶助の手引き～Ⅶ-11）

教育関係

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校

副校長または教頭が各学校の窓口となります。

学校と連携を図る際には、その目的等を共有することが大切です。学校には校長、副校長、教頭、児童・生徒指導担当、教育相談コーディネーター、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、支援を要する子どもにかかわる多くの教職員がいるので、必要に応じて連携を図ることができます。

また、個人情報の取扱いについては、県及び市町村の個人情報保護条例を遵守します。あらかじめ保護者から学校と話をすることに同意を得ていると効率的に情報共有を行うことができます。

学校は組織として対応するため（組織図参照）時間を要する場合があります。

子どもの抱える問題を解決するためには、学校と福祉が連携を図り、チームとして同じ目標に向かい、それぞれの役割を果たすことが必要です。日ごろから、スクールソーシャルワーカー等と連携し、ネットワークを構築することが迅速な対応に有効です。

例えば、要保護児童対策地域協議会等に同席した場合など、その際に名刺交換等挨拶を行うなどが有効です。

《主な制度・支援》

学校保健、災害共済給付、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

学校保健（学校保健安全法）

要保護（又は準要保護）児童（又は生徒）が感染症又は学習に支障を生ずる恐れのある疾病にかかり、学校より治療の指示を受けた場合、治療のための医療に要する費用について援助されます。

対象の疾患は、トラコーマ及び結膜炎、白せん・かいせん・のうか疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯、寄生虫病（虫卵保有を含む）。

学校保健安全法が優先ですが、学校で実施される健康診断、歯科検診で発見され、治療指示を受けた場合に限りです。学校から「医療券」が交付され、受診となりますが、治療期間が限られています。概ね夏休み中には、治療が終了するように設定されているようですが、取り扱いについては、各市町村により違います。詳細は、各学校に直接確認してください。（詳細は、医療扶助の手引き～他法他施策Ⅶ-14）

災害共済給付（独立行政法人日本スポーツ振興センター法）

学校設置者が、保護者の同意を得て独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を締結した場合に、学校の管理下での児童または生徒の負傷、疾病、障害又は死亡に関して給付されるものです。給付は、医療費（保険診療による自己負担部分が対象）、歯牙欠損見舞金、障害見舞金、死亡見舞金。被保護者については、医療費は対象外となります。（詳細は、医療扶助の手引き～他法他施策Ⅶ-15）

スクールカウンセラー（SC：心理の専門家）

カウンセリングを中心とした相談業務を行い、教職員や関係機関等と連携しながら、児童・生徒の問題行動や不登校などの未然防止や早期解決に向けて支援を行っています。政令市を除いた中学校及び中等教育学校に配置され、小学校については学校区の中学校から派遣されています。各県立高等学校及び県立中等教育学校では原則週1日配置しています。

スクールソーシャルワーカー（SSW：福祉の専門家）

問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築など、社会福祉に関する専門的な知識や技術を活用した支援の方法を用いて、児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期解決を図っています。各教育事務所に配置されているSSWと連絡を取る場合は、各学校の校長決裁を受け、市町村立学校は当該の教育委員会に依頼します。各県立高等学校及び県立中等教育学校では原則週1日配置されており、SSWと連絡をとる場合には、各学校の代表番号へ連絡をし、窓口となっている管理職（副校長・教頭）へ依頼してください。県立特別支援学校については県教育委員会教育局支援部学校支援課にお問い合わせください。

※高等学校の多様な仕組み

多部制定時制

「午前部」または「午後部」に所属して、1日4時間の授業を受けて4年間での卒業を基本とする、昼間に学ぶことのできる定時制高校です。3年間で卒業することもできます。

フレキシブルスクール

単位制のしくみを生かし、一人ひとりの生活スタイルや学習ペースに応じて、1日8時間や12時間の授業展開から、科目を選択できる柔軟なシステムです。他校との学校間連携や社会人とともに学ぶ講座も積極的に設置しています。

通信制

自宅での学習を中心としています。報告課題（レポート）と面接指導（スクーリング）により学習を進め、試験に合格することで単位が認められます。生徒が自分のスタイルや学習ペースに合わせて学べます。4年間かけて学び、卒業することを基本としていますが、3年間で卒業することもできます。また、自宅でIT環境を活用して学んだり、平日の昼間に登校して学習指導を受けたりすることができる新タイプ校もあります。

クリエイティブスクール

中学までに持てる力を十分に発揮しきれなかった生徒を積極的に受け入れる高校です。

令和3年度現在：田奈高校、釜利谷高校、横須賀南高校、大井高校、大和東高校

インクルーシブ教育実践推進校

共生社会の実現をめざし、知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を広げながら、すべての生徒が共に学び相互に理解を深める教育に取り組んでいます。

令和5年度現在：茅ヶ崎高校、足柄高校、厚木西高校、城郷高校、霧が丘高校、川崎北高校、上矢部高校、津久井浜高校、湘南台高校、二宮高校、伊勢原高校、綾瀬高校、上鶴間高校、橋本高校

※令和6年度より以下の4校が実践推進校に加わります。

横浜南陵高校、保土ヶ谷高校、白山高校、菅高校

通級指導導入校

高校に進学する生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、発達障がい等

のある生徒が、大半の時間は通常の学級でともに学びながら、必要に応じて別の教室で障がいに応じた特別の指導（自立活動）を受ける「通級による指導」に取り組んでいます。

令和3年度現在：生田東高校、保土ヶ谷高校、綾瀬西高校、横浜修悠館高校*

*令和2年度より他校通級指導導入校

教育事務所

県教育委員会教育局の地方機構で、主に管内の公立小・中学校教職員の人事、給与、研修、教育についての指導、助言を行っています。また、幼稚園の教育についての指導、助言も行っています。

県教育委員会

高等学校卒業程度認定試験

合格すると大学などへの受験の資格が得られるだけでなく、就職や資格試験の際に高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として扱われます。

高等学校での修得単位が1単位もない場合、8～9科目の試験に合格することで認定されます。高等学校での修得単位がある場合、内容によっては一部の教科の試験が免除されます。

（詳細は、文部科学省のHP等で確認してください）

中途退学者募集

高等学校（中等教育学校の後期課程及び高等専門学校を含む。）に1年以上在籍した後に中途退学し、当該高等学校等での修得単位を有する方で、本人及び保護者の方が県内に住所を有する方を対象に中途退学者募集を実施します。

*募集している高校（令和6年度入学の場合）

県立横浜桜陽高校（単位制普通科）

県立川崎高等学校（単位制普通科）

県立麻生総合高等学校（単位制総合学科）

県立厚木清南高校（単位制普通科）

再入学制度

高校に1年以上在籍し修得単位がある人で、中途退学後、再び学業を続けようと思う方には再入学という制度があります。

募集は3月前半で、学力検査等による選抜を行います。ただし、中途退学した高校に再入学を希望する場合には、当該校に随時相談してください。

雇用関係

ハローワーク

公共職業安定所の愛称で、国の機関です。窓口での職業相談・職業紹介、雇用保険の給付、その他就職するために必要な資格・経験、そのための能力を身につけるための訓練コース等仕事についての情報提供等も行っています。職業相談では、被保護者は、専門援助部門窓口にて相談を受けることになります。

産業技術短期大学校、総合職業技術校、神奈川障害者職業能力開発校

職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設です。新規学校卒業者、再就職希望者及び在職者に対し、職業に必要な知識、技術・技能を学ぶところです。神奈川障害者職業能力開発校は、障がいのある方を対象にしています。
(詳細は、県HP→分類から探す→産業・働く→労働・雇用→職業訓練)

かながわ若者就職支援センター

国の機関である併設ハローワークと連携し、キャリアカウンセリングから様々な就職支援プログラムの実施、職業紹介まで、若者の就職活動を支援しています。仕事を探している39歳までの方がご利用いただけます。利用は無料です。なお、高校在学中の方が利用される際は、先生と同伴、もしくは進路指導担当の先生の下承を得た上でご利用ください。

(詳細は、県HP→組織で探す→産業労働局→雇用労政課→所属PRページ)

地域若者サポートステーション

「働きたいけど、自信が持てず一歩を踏み出せない」、「働きたいけど、コミュニケーションが苦手な不安」など、働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、職業的自立に向けた支援を行っています。

県内には、次の7か所の地域若者サポートステーションがあります。(連絡先は資料3に掲載)

名称	最寄駅	事業対象地域
よこはま若者サポートステーション	横浜駅	横浜市(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区)
よこはま若者サポートステーション 新横浜サテライト	新横浜駅	横浜市(港北区、緑区、青葉区、都筑区)
湘南・横浜若者サポートステーション	大船駅	横浜市(磯子区、栄区、金沢区、港南区、戸塚区)、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市、葉山町
かわさき若者サポートステーション	武蔵溝ノ口駅	川崎市
さがみはら若者サポートステーション	橋本駅	相模原市
神奈川県央地域若者サポートステーション	本厚木駅	茅ヶ崎市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、寒川町、清川村
神奈川県西部地域若者サポートステーション	小田原駅	平塚市、小田原市、秦野市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

詳細は、若者自立支援中央センター(厚生労働省委託事業)運営「サポートステーションネット」

<https://saposute-net.mhlw.go.jp/>

その他

青少年センター

青少年サポート課

かながわ子ども・若者総合相談センター・神奈川県ひきこもり地域支援センターを運営し、不登校、ひきこもり、非行等様々な悩みを有する30代までの青少年やその家族、関係者の相談に、電話や面接相談、LINE相談で応じています。内容により助言や適切な専門機関等の紹介を行います。また、青少年の自立を支援する講座等を実施するほか、様々な悩みを有する青少年のための活動を行うNPO等を支援する取り組みも行っています。

(詳細は、県HP→組織で探す→福祉子どもみらい局 青少年センター→所属PRページ)

病院等医療機関

総合病院の多くには、医療相談室や地域医療連携室などといった、相談窓口があり、医療ソーシャルワーカー(MSW)がいます。病院と連携する際の力強い見方です。また、精神科の病院では、精神保健福祉士(PSW)が窓口となります。

病状調査や検診命令、入退院時の相談、文書関係の依頼、患者との連絡調整等、かかわることが最も多い関係機関といえます。病院により、相談室の規模やMSWの配置状況は違います。医事課事務職員や病棟スタッフとの役割分担が違いますので、確認をして連携するようにしましょう。

少年相談・保護センター

神奈川県警察少年相談・保護センターでは、専門の相談員が少年の非行やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、その立ち直りを支援しています。対象は20歳未満の少年で、電話相談、FAX相談、メール相談、面接相談を行っています。(FAX、メールは24時間対応)

主な相談：いじめ、家庭内暴力、友人関係、無断欠席など

(詳細は、神奈川県警察HP→暮らしの安全情報→少年非行防止→「少年相談・保護センター」のご案内)

ここに掲載されている制度・支援には、生活保護優先のものもあります。これは、世帯が自立し、保護停廃止する際にその制度の利用が可能であれば、制度についての説明、情報提供や申請手続き支援などを行えるよう掲載しています。

平塚保健福祉事務所管内

		関係機関名	住 所	電 話
町子ども担当課	大磯町	子育て支援課 (子育て支援総合センター)	大磯町国府新宿131	0463(71)3377
	二宮町	子ども育成課	二宮町二宮141	0463(71)7100
町教育委員会	大磯町	大磯町教育委員会	大磯町東小磯183	0463(61)4100
	二宮町	二宮町教育委員会	二宮町二宮961	0463(71)3311
小学校	大磯町	大磯小学校	大磯町東小磯3	0463(61)0140
		国府小学校	大磯町月京18-1	0463(71)0400
		国府小学校生沢分校	大磯町生沢 527	0463(73)0623
	二宮町	二宮小学校	二宮町二宮872-1	0463(71)0157
		一色小学校	二宮町百合が丘2-7	0463(71)1543
		山西小学校	二宮町山西1401	0463(72)3777
中学校	大磯町	大磯中学校	大磯町東小磯261	0463(61)0073
		国府中学校	大磯町月京40-1	0463(71)0410
		国府中学校生沢分校	大磯町生沢527	0463(73)0623
	二宮町	二宮中学校	二宮町二宮54-2	0463(71)0269
		二宮西中学校	二宮町川匂323	0463(71)3116
保育所	大磯町	国府保育園	大磯町生沢438	0463(72)1765
		(福) サンキッズ大磯	大磯町東町1-13-33	0463(61)2641
		(福) サンキッズ国府	大磯町国府新宿152	0463(71)0549
		認定こども園 あおばと	大磯町大磯1121	0463(74)5918
	二宮町	百合が丘保育園	二宮町百合が丘3-63	0463(71)9657
		(福) みちる愛児園	二宮町富士見が丘2-19-8	0463(73)2969
		(福) みちる愛児園中里ナーサリー	二宮町中里737-1 二宮町二宮823-8	0463(71)5328
(福) 二宮保育園		二宮町二宮1049-6	0463(71)0045	
	(宗) 梅花保育園	二宮町二宮1341	0463(71)0739	
児童相談所	平塚児童相談所	平塚市中原3-1-6	0463(73)6888	
県教育事務所	中教育事務所	平塚市西八幡1-3-1平塚合同庁舎	0463(22)2711	
ハローワーク	ハローワーク平塚	平塚市浅間町10-22平塚地方合同庁舎1・2F	0463(24)8609	

平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所管内

		関係機関名	住 所	電 話
町子ども担当課	寒川町	子育て支援課	寒川町宮山165	0467(74)1111
町教育委員会	寒川町	寒川町教育委員会		
小学校	寒川町	寒川小学校	寒川町宮山934	0467(75)0032
		一之宮小学校	寒川町一之宮7-3-1	0467(75)0058
		旭小学校	寒川町倉見1675-3	0467(75)0359
		小谷(こやと)小学校	寒川町小谷4-5-1	0467(75)3671
		南小学校	寒川町一之宮9-9-1	0467(74)7444
中学校	寒川町	寒川中学校	寒川町一之宮3-9-1	0467(75)0051
		旭が丘中学校	寒川町小動933	0467(75)5553
		寒川東中学校	寒川町岡田718	0467(74)0332
保育所	寒川町	(福) 旭保育園	寒川町宮山2194	0467(75)0773
		(福) 一之宮愛児園	寒川町一之宮8-3-1	0467(75)0729
		(福) さむかわ保育園	寒川町宮山935	0467(75)0134
		(株) 寒川湘南保育園	寒川町大曲1-10-7	0467(75)9100
		(学) 湘南こども園	寒川町大曲1-1-6	0467(84)9229
児童相談所	中央児童相談所	藤沢市亀井野3119	0466(84)1600	
県教育事務所	湘南三浦教育事務所	藤沢市鶴沼石上2-7-1県藤沢合同庁舎	0466(26)2111	
ハローワーク	ハローワーク藤沢	藤沢市朝日町5-12藤沢労働総合庁舎	0466(23)8609	

鎌倉保健福祉事務所管内

		関係機関名	住 所	電 話
町子ども担当課	葉山町	子ども育成課	葉山町堀内2135	046(876)1111
町教育委員会	葉山町	葉山町教育委員会	葉山町堀内2050-9	046(876)1111
小学校	葉山町	葉山小学校	葉山町堀内2050	046(875)0062
		上山口小学校	葉山町上山口158	046(878)7529
		長柄小学校	葉山町長柄130	046(875)6860
		一色小学校	葉山町一色1060	046(875)9221
中学校	葉山町	葉山中学校	葉山町堀内2247-2	046(875)1346
		南郷中学校	葉山町長柄1835	046(875)9494
保育所	葉山町	葉山保育園	葉山町堀内2050-9	046(875)6246
		(福) 葉山にこにこ保育園	葉山町長柄991-1	046(875)2324
		NPO法人おひさま保育室	葉山町一色1531-11	046(876)3277
		(福) 葉山ぎんのすず保育園	葉山町堀内1130-1	046(854)9057
		NPO法人風の子保育園	葉山町上山口1658-2	046(874)5414
児童相談所	鎌倉三浦地域児童相談所		横須賀市日の出町1-4-7	046(828)7050
県教育事務所	湘南三浦教育事務所		藤沢市鶴沼石上2-7-1県藤沢合同庁舎	0466(26)2111
ハローワーク	ハローワーク横浜南		横浜市金沢区寺前1-9-6	045(788)8609

小田原保健福祉事務所管内

		関係機関名	住 所	電 話
町子ども担当課	箱根町	子育て支援課	箱根町湯本256	0460(85)9595
	真鶴町	健康福祉課	真鶴町岩244-1	0465(68)1131
	湯河原町	こども支援課 (子育て支援センター)	湯河原町中央2-2-1	0465(63)2111
町教育委員会	箱根町	箱根町教育委員会	箱根町湯本256	0460(85)7600
	真鶴町	真鶴町教育委員会	真鶴町岩172-8	0465(68)1131
	湯河原町	湯河原町教育委員会	湯河原町中央2-21-3	0465(62)1100
小学校	箱根町	湯本小学校	箱根町湯本399	0460(85)5414
		箱根の森小学校	箱根町宮城野225	0460(82)3038
		仙石原小学校	箱根町仙石原981	0460(84)8049
	真鶴町	まなづる小学校	真鶴町真鶴543	0465(68)0261
	湯河原町	湯河原小学校	湯河原町宮上11	0465(62)5501
		吉浜小学校	湯河原町吉浜1300	0465(62)8287
		東台福浦小学校	湯河原町吉浜216	0465(62)3536
中学校	箱根町	箱根中学校	箱根町二ノ平1154	0460(82)3000
	真鶴町	真鶴中学校	真鶴町真鶴1855	0465(68)2195
	湯河原町	湯河原中学校	湯河原町吉浜1576-31	0465(62)3393
保育所	箱根町	仙石原幼児学園(認定こども園)	箱根町仙石原981	0460(84)8386
		宮城野保育園	箱根町宮城野140	0460(82)2543
		湯本幼児学園(認定こども園)	箱根町湯本392	0460(85)5444
	真鶴町	(福) 石田保育園	真鶴町真鶴1900-29	0465(68)2422
		(財) 貴船愛児園	真鶴町真鶴1117-口	0465(68)0066
	湯河原町	まさご保育園	湯河原町中央1-19-1	0465(62)3516
		おにわ保育園	湯河原町城堀38-2	0465(62)8386
	たちばな保育園	湯河原町鍛冶屋868-3	0465(63)2190	
	みやのうえ保育園	湯河原町宮上36-1	0465(63)5255	
児童相談所	小田原児童相談所		小田原市荻窪350-1県小田原合同庁舎	0465(32)8000
県教育事務所	県西教育事務所			
ハローワーク	ハローワーク小田原		小田原市栄町1-1-15ミナカ小田原9F	0465(23)8609

小田原保健福祉事務所足柄上センター管内

		関係機関名	住 所	電 話
町子ども担当課	中井町	福祉課	中井町比奈窪56	0465(81)5548
	大井町	子育て健康課	大井町金子1964-1保健福祉センター1階	0465(83)8012
	松田町	子育て健康課	松田町松田惣領2037	0465(84)5544
	山北町	福祉課	山北町山北1301-4	0465(75)3644
	開成町	教育委員会子ども・子育て支援室	開成町延沢773	0465(84)0328
町教育委員会	中井町	中井町教育委員会	中井町比奈窪56	0465(81)3906
	大井町	大井町教育委員会	大井町金子1995	0465(85)5015
	松田町	松田町教育委員会	松田町松田惣領2037	0465(83)7023
	山北町	山北町教育委員会	山北町山北1301-4	0465(75)3648
	開成町	開成町教育委員会	開成町延沢773	0465(82)5221
小学校	中井町	中村小学校	中井町半分形350	0465(81)1116
		井ノ口小学校	中井町井ノ口2005	0465(81)1123
	大井町	大井小学校	大井町金子1436	0465(82)0918
		相和小学校	大井町山田580	0465(82)1611
		上大井小学校	大井町上大井171	0465(83)1151
	松田町	松田小学校	松田町松田庶子204	0465(82)0371
		寄(やどりき)小学校	松田町寄2540	0465(89)2201
	山北町	川村小学校	山北町山北1002	0465(75)1142
	開成町	開成小学校	開成町延沢625	0465(83)1616
		開成南小学校	開成町吉田島1291-1	0465(83)2250
中学校	中井町	中井中学校	中井町比奈窪295	0465(81)0226
	大井町	湘光中学校	大井町金子1950	0465(82)2541
	松田町	松田中学校	松田町松田惣領1400	0465(82)2261
	山北町	山北中学校	山北町向原405	0465(75)0755
	開成町	文命中学校	開成町吉田島1805	0465(83)1386
保育所	中井町	なかいかども園	中井町井ノ口1996-1	0465(81)1128
		(福)木之花保育園	中井町遠藤327	0465(81)0243
	大井町	大井保育園	大井町金子2854	0465(82)4249
		(福)栄光愛児園	大井町西大井385-1	0465(83)3225
	松田町	(福)松田さくら保育園	松田町松田庶子162-1	0465(46)8300
	山北町	向原保育園	山北町向原1630	0465(75)1146
		やまきたこども園	山北町山北1266	0465(75)1144
	開成町	(福)酒田保育園	開成町円通寺55-1	0465(82)2277
		(福)酒田みずのべ保育園	開成町吉田島4198	0465(85)0305
(福)酒田みなみの保育園		開成町みなみ2-5-1	0465(83)3730	
児童相談所	小田原児童相談所		小田原市荻窪350-1県小田原合同庁舎	0465(32)8000
県教育事務所	県西教育事務所足柄上指導課		開成町吉田島2489-2足柄上合同庁舎	0465(83)5111
ハローワーク	ハローワーク松田		松田町松田惣領2037	0465(82)8609

厚木保健福祉事務所管内

		関係機関名	住 所	電 話	
町子ども担当課	愛川町	子育て支援課	愛川町角田251-1	046(285)2111	
村子ども担当課	清川村	保健福祉課	清川村煤ヶ谷2216	046(288)1211	
町教育委員会	愛川町	子ども育成課	愛川町角田251-1	046(285)2111	
村教育委員会	清川村	清川村教育委員会	清川村煤ヶ谷2216	046(288)1215	
小学校	愛川町	中津小学校	愛川町中津544	046(285)0082	
		高峰小学校	愛川町三増767	046(281)0389	
		田代小学校	愛川町田代500	046(281)0047	
		半原小学校	愛川町半原2201	046(281)0144	
		中津第二小学校	愛川町春日台2-9-1	046(285)2960	
		菅原小学校	愛川町中津1103	046(285)2794	
		清川村	緑小学校	清川村煤ヶ谷2076	046(288)1003
			宮ヶ瀬小学校	清川村宮ヶ瀬954-1	046(288)1343
		中学校	愛川町	愛川東中学校	愛川町中津1400
愛川中学校	愛川町田代1395			046(281)0094	
愛川中原中学校	愛川町角田210			046(286)2710	
清川村	緑中学校			清川村煤ヶ谷1933	046(288)1241
	宮ヶ瀬中学校			清川村宮ヶ瀬954-1	046(288)1354
保育所	愛川町	半原保育園	愛川町半原4495-1	046(281)0244	
		田代保育園	愛川町田代323	046(281)1191	
		高峰保育園	愛川町三増773	046(281)1186	
		中津保育園	愛川町中津544	046(285)0084	
		春日台保育園	愛川町春日台2-11-3	046(285)0795	
		中津南保育園	愛川町中津3893	046(286)0077	
		清川村	(福) あおぞら保育園	清川村煤ヶ谷2140-10	046(281)7350
			(福) おひさま保育園	清川村煤ヶ谷2140-11	046(281)7711
児童相談所	厚木児童相談所	厚木市水引2-11-7	046(240)6430		
県教育事務所	県央教育事務所	厚木市水引2-3-1厚木合同庁舎3号館2階	046-297-3825		
ハローワーク	ハローワーク厚木	厚木市寿町3-7-10	046(296)8609		

その他関係機関

		関係機関名	住 所	電 話		
雇用関係		かながわ若者就職支援センター	横浜市西区北幸1-11-15横浜STビル5F	045(410)3357		
		神奈川県西部地域若者サポートステーション	小田原市城山1-6-32 Sビル2階	0465(32)4115		
		神奈川県央地域若者サポートステーション	厚木市中町2-12-15アミューあつぎ7階	046(297)3067		
		よこはま若者サポートステーション	横浜市西区北幸1-11-15横浜STビル3階	045(290)7234		
		よこはま若者サポートステーション新横浜サテライト	横浜市港北区新横浜3-18-6新横浜TSビル5階	045(290)7234		
		湘南・横浜若者サポートステーション	鎌倉市小袋谷1-6-1 2階 3階	0467(42)0203		
		かわさき若者サポートステーション	川崎市高津区溝口1-6-10てくのかわさき3階	044(850)2517		
		さがみはら若者サポートステーション	相模原市緑区橋本6-2-1シティ・プラザはしもと6階	042(703)3861		
		職業技術校等		東部総合職業技術校	横浜市鶴見区寛政町28-2	045(504)2800
				西部総合職業技術校	秦野市桜町2-1-3	0463(80)3001
産業技術短期大学校	横浜市旭区中尾2-4-1			045(363)1232		
神奈川県障害者職業能力開発校	相模原市南区桜台13-1			042(744)1243		
青少年	青少年センター	横浜市西区紅葉ヶ丘9-1	045(263)4400			
県立高校	神奈川県ホームページ→組織で探す→神奈川県教育委員会→高等学校					
特別支援学校	神奈川県ホームページ→組織で探す→神奈川県教育委員会→特別支援学校					
神奈川県警察		少年相談・保護センター(面接相談)	湘南方面事務所(平塚市)	0463(23)3146		
			県西方面事務所(小田原市)	0465(32)7358		
			県央方面事務所(厚木市)	046(222)8109		
			横須賀方面事務所(横須賀市)	046(821)3294		

関係機関との連携をする際に・・・福祉事務所基礎編

連携とは・・・

ある対象者について、関係機関とやり取りをするとき、「福祉事務所では、それはできない」と一言ですませたことはありませんか？対象者の「よりよい生活を支える」という目的は、どの専門機関でも同じはずです。それぞれの専門性、役割を理解し、協働していくのが「連携」です。果たして、どこまで福祉事務所として動けるか、役割分担ができるか、知恵を出し合い、話し合う必要があります。

ケースワーカーの役割とは・・・

生活保護は、他法他施策優先という原則があるため、ケースワーカーは広く他の制度を知る必要があります。また、対象者の個別の状況も把握していることから、どのサービスが本人にとってよりよい生活を送れることになるか、うまくいくのか、コーディネートの中心となるのがケースワーカーです。コミュニケーション能力を発揮し、対象者、関係機関を上手にコーディネートする必要があります。

上手に連携するには・・・

関係機関に何かお願いをしたいとき、又は対象者の支援に困ったときなど、どこの誰に連絡をとるべきかを知ることは、重要なポイントです。そして、その人と日頃からコミュニケーションをとっておくことも大事です。いわゆる「顔の見える関係」でいると話も早いです。近くに行ったときには、顔を出し「この間は、どうも。〇〇さんはその後、おかげさまで元気にやっていますよ。」とちょっと報告することなども円滑な関係を築くには必要です。「そんな時間がない。」と思うかもしれませんが、このほんの少しの積み重ねが、「いざというピンチ」のときもスムーズに事が進み、問題が早く解決することにつながります。

きっかけは・・・

しかし、経験が少なかったり、新しい地域を担当することになったときには、どこにつないでよいのかがわかりません。また、相手と顔の見える関係になるまでには、時間と労力がいらいます。

そのようなときは、福祉事務所の先輩たちを大いに活用しましょう。まずは「引継ぎ」のときがチャンスです。ぜひ、一緒に行ってもらい、担当者を紹介してもらい、あいさつをしましょう。「顔つなぎ」をしてもらうことは、所としても大事なことです。生活保護世帯が増加している今、一から苦勞して自分で開拓するという時代ではありません。そして、あなたが異動する時には、同じように、後輩や後任者に引き継いでくださいね。

連携するとき、特に注意すること

個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いには、十分注意が必要です。特に教育関係は、本人、家族の同意が取れているかを確認のうえ、関係機関と情報交換することとなっています。まずは、どこまで個人情報を取扱う必要があるのかを事前によく検討し、必要に応じて電話連絡等で確認し、先方と調整しながら進めましょう。個人情報を取扱う必要性の程度がわからない時には、ケースワーカーが単独で判断せず、査察指導員等に確認してから取り組みましょう。

子どもの支援で連携する主な関係機関

～詳細は、資料2 関係機関の役割を見てください～

市町村関係⇒子ども担当課	教育関係⇒幼稚園
市町村教育委員会	小学校
市区町村保健センター	中学校
子育てサポート・センター	高等学校
保育所	特別支援学校
民生委員・主任児童委員	県教育事務所
児童相談所	医療機関⇒地域医療連携室等
雇用関係⇒ハローワーク	
かながわ若者就職支援センター	
産業技術短期大学校	
かなテクカレッジ(県立総合職業技術校)	
神奈川障害者職業能力開発校	
地域若者サポートステーション	
青少年センター かながわ子ども・若者総合相談センター	
神奈川県ひきこもり地域支援センター	
神奈川県警察「少年相談・保護センター」	
保健福祉事務所にも力になる人がいます	
保健福祉事務所⇒生活福祉課⇒子ども支援員 ・ 就労支援員	
母子・父子自立支援員(女性相談員)	
嘱託医	
保健福祉課⇒保健師 ・ 栄養士	
保健予防課⇒保健師 ・ 精神保健福祉士	